

平成20年度 第4回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成20年10月24日（金）11:00 ~ 11:52
2. 場所：永田町合同庁舎 1階第1共用会議室
3. 出席者：
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、翁百合、小田原榮、木場弘子、白石真澄、中条潮、福井秀夫、松井道夫、米田雅子 各委員
（政府）甘利大臣、宮澤副大臣、松浪大臣政務官
（事務局）松元政策統括官、吉田参事官、鈴木室参事、岩村企画官、山本企画官
4. 議題：重点分野の課題等について
5. 議事録

草刈議長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから「規制改革会議」を始めたいと思います。

前は、9月12日に会議をやりまして、年末答申あるいは来年の年度末に向けてのキックオフということでやったわけですが、第3次答申に向けて取組方針を決定したということで、皆さんには一生懸命、精力的に御尽力をいただいているわけですが、一方、前会議以降、ほんの1か月の間に我々を取り巻く経済環境が様変わりをしてしまった。御存じのとおりです。米国発の金融危機が世界規模で拡散して、まだ底が見えない。あらゆる国あるいは地域の市場で株価が暴落するばかりではなくて、金融危機がこれから本格的に実体経済への打撃を与えることになるだろう。これは明らかだと思われま。日本もその例外たり得るはずもございませんので、少なくとも今後2~3年は大変な苦戦を強いられることは避けられないのではないかと考えられます。

この中で、今般、政府が御存じのとおり、緊急もしくは短期対策を打つべく精力的に動いておられることは御存じのとおりでございます。方々、これに続いて、中長期的に日本経済を成熟路線にもう一回立て直しを図って、経済危機からの一刻も早い脱却を図る。その対策を早急に立案・実施すべき状況にあることは言うまでもございません。

我々の規制改革会議としては、それに資する改革を進めるために、行動のスピードを最大限上げる必要があると認識している今日このごろでございます。すなわち、無用あるいは時代に合致しなくなった規制を可及的速やかに改革して、経済の活性化、国の成長加速に貢献することが我々の責務であると確信をいたしまして、甘利大臣からも御支持をいただいているところでございます。

そういう観点から、重点取組課題として、医療、保育、農林水産業、官業改革、運輸の5つを位置付け進めたいということで、各委員の全精力を結集して、本年度の規制改革に取り組んでいくことを再確認して、そのための行動計画を議論したいということで、今日の会議を急遽開催することにいたしましたのでございます。

本日は甘利大臣に、この会議に初めて御臨席をいただいておりますし、また、宮澤副大臣、松浪政務官にもお越しをいただいております。是非、我々の取組みを御理解いただいて、絶大なサポー

トをいただきたいと考えております。

申すまでもございませんけれども、甘利大臣は規制改革全般について卓越した御見解をお持ちでございますので、是非、この機会にお考えをお伺いしたいと思っております。

同時に、今後の医療分野の活動に当たって、ライフサイエンス分野というところで、大変重要な具体的な課題についても大臣から御提案をいただけると伺っておりますので、会議としてもそれをしっかり受け止めてやっていきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、大臣からひとつ、お言葉を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

甘利大臣 おはようございます。規制改革担当大臣を拝命いたしました甘利明でございます。草刈議長を始め本会議の委員の皆様には、お忙しい中をいつも我が国の活力の源泉であります規制改革に取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。

各メンバーの方々、ほかのいろんな場面でお目にかかっている方が多くございますけれども、私の思いをまず最初にお伝えをさせていただいて、そして、私が考えてきました具体的な要請をさせていただきたいと思っております。

私は、昔も、今も、これからも、構造改革論者であります。構造改革といえますと、すぐ、光と影とか、痛みとかと言われるかもしれませんが、実は構造改革というものは日本自体が時代の変化に対応できる能力を常に培うという行為でありまして、構造改革が好きとか嫌いとかということではなくて、構造改革を常時していなければ国ごと劣後してしまう。国ごと世界から取り残されてしまうということでもありますから、これは善悪論云々というよりも、やらなければ日本が置いていかれてしまうということでありまして、日本全体を、世の中の変化を先取りして、それに対応できる国にしていく行為が私は構造改革だと思っております。

その中で、規制改革というものは、実は魔法のツールであります。何が魔法かといえますと、お金をかけなくて済むのであります。財政出動とか、それにまつわるいろいろな行為が必要ないんです。規制を変える。変えるというのは改革するということではありますが、そうすれば、自然に世の中がそれに沿って動いていくということで、極めてコストパフォーマンスの高いやり方なのであります。しかも、そこに画期的な新しい道が開けるといって、私にとっては魔法のツールであります。

実は、その魔法のツールを使うときには、当然、使用上の注意というものがあるわけでありまして。国民の身体・生命・財産の安全を侵食しないように最大限の注意は払う。その上で原則自由化をしていくという行為なのでありまして、これは我々にとっては極めて重要な、経済のみならず、社会の活性化のツールだと思っております。

私はかねてから、大きなフロンティア開発が必要だと思っておりました。議長始め委員の先生方には、本当に寝る間も惜しんで規制改革の言わば玉探しに御苦労いただいております。それ自体、本当に頭が下がる思いで拝見をさせていただいております。ただ、今の日本の閉塞感の中で、これをブレイクスルーするような大きな玉が、どうも、最近は見当たらない。閉塞感を打破して、夢を育てていって、日本はやはり世界に冠たる経済大国であり、技術立国であるということを知りしめるようなフロンティア開発が必要ではないかということはずっと思っておりました。そこで、私

はライフサイエンスの分野をそのフロンティアとして、ターゲットとして、そのブレークスルーを図りたい。これをかねてから思っていた次第であります。

そこで具体的に、資料をお配りさせていただいていると思いますが、何点か御提案させていただきたいと思います。

まず は「医療機器の臨床研究用承認制度の創設」であります。

医療の世界にはいろいろな医療機器、これは患者の外における医療機器と、患者の体内で動いている医療機器がありますけれども、特に体内で動いている医療機器に関しては、医療法とか薬事法との制約の関係上、医者がその機器を自分でつくって、改良して、患者に使用する、体内に埋め込む、あるいは外して改良するという行為は、医者自身には認められているわけでありまして、実はそのつくったり改造したりする行為を専門家の企業がやると、これは認められないということなのでありまして、不思議であります。アマチュアがやると認められて、プロがやると認められないという、これは医療法や薬事法の設計が古いことから来ているのではないかと思います。

勿論、厚生労働省にとっては、身体の安全・安心を守る最後の砦でありますから、万が一にも問題があってはいけないということですから、当然、防衛に走るのは役所として当然の行為だと思いますけれども、それを、迅速な臨床研究の承認制度の創設ができないであろうかと考えていたところでもあります。

は「医工連携（医者とエンジニアの役割分担）を可能とする規制改革」であります。医工連携というものは、医者とライフサイエンスの技術者の連携、コラボレーションを可能とする規制改革であります。

自家再生医療という言葉があるのは御存じだと思います。自分の細胞を培養して、被膜といいますが、フィルムみたいなものをつくって、それを切り取って患部に当てて、再生を迅速に促すというような行為でありますけれども、それも医者が患部を切除する、細胞を取り出す、培養する、そして、それを移植する一連の行為を医者がやれば、これは現代の医療法上、問題はないのでありますけれども、実は培養技術などというものは、医者はプロではありません。

例えばバイオベンチャーは、細胞を培養して、加工して、それを医者に渡して、それを医者が医療として移植をする。そういう医者と技術者の連携がスムーズに行くとしたら、これは医療革新になると思いますし、そこのベンチャー部門の産業も飛躍的に発展していくわけであります。これが今はできないのであります。だれにとってもいいことができないのが、制度設計が古い法律の悲しいところでもあります。

は「高度医療評価制度の積極的運用（臨床段階での保険診療の併用）」。

これは、混合診療というものはいろいろな問題がある。私もよくわかっておりますが、特に臨床研究では、これがうまくコラボレートしていかないとなかなか進まない。全部、保険適用外になってしまうと、医療技術の進歩を逆に阻害してしまうところがあります。一部報道でみんな認めるみたいな話が報道されていますけれども、私は、臨床部門ではこういうことがうまく進んだ方が医療の進歩の点でもいいのではないかと。それが汎用になれば、保険適用にする、しないという議論はまた別にあればいいわけでありまして。そのところをもっと前向きに検討できないだろうか

いうことであります。

は「(独)医薬品・医療機器総合機構等の機能・体制強化」であります。

行革担当大臣からすると、独法をスリム化せよというのが私の仕事なのでありまして、ここに人材を集めて手厚くせよというのは行革担当大臣からすると矛盾を起こしてしまうんですが、これはメリハリで、それによってかえってほかの部分のコスト削減が進む、あるいはイノベーションが進むということであるならば、それはメリハリの部分でしっかり充実させた方が世の中のためになる部分はやっていくのも実は行革担当大臣の仕事だと思っております、そのところも検討をしていただきたい。

は、従来から出ております「スーパー特区(先端医療開発特区)提案で要望された規制改革提案への対応」でございます。

是非、この会議から、全国紙の1面トップを飾るような規制改革案が発信されるということを中心に期待いたしております。

省庁間の事務ベースで進めていますと、いろいろ問題も起こってきますので、私からは舛添大臣に、これは政治的なリーダーシップで困難を突破してほしいという要請もいたしております、基本的には両大臣間ではそういう方向でいこうという方向性だけは出させていただいております。あとは是非、制度設計を精緻にさせていただいて、これがライフサイエンス分野のフロンティアを開くように、道筋を是非、付けていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

草刈議長 大臣、どうもありがとうございました。ただいま、甘利大臣から御提案のありました検討テーマにつきましては、当会議としては精一杯精査して審議を進めていきたいと思っております。今後とも、何卒、御助言・御助力のほどをお願いいたします。

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、実質的な会議に入りたいと思いますが、甘利大臣にはもう少しお時間をいただいておりますので、現在、各タスクフォースで、さっき言った5つのところ、取組方針をどういうふうにやっていくかということで資料がございますけれども、医療・農林水産業・運輸の3つに焦点を当てて、まずお話をさせていただきたいと思っております。

育児については、この前、白石さんから大臣にも御説明いたしましたし、時間の関係もあるので、省略いたします。

運輸というのは中条委員がやっておられますけれども、医療は今のお話もでございます。それから、農林水産業については八田先生から一言お願いしたいと思っております。

あと、緊急の対応を要する項目というものが4点ほどございまして、これはかなり企業の自由な経済活動を制約する規制でもあろうと思っておりますので、その辺は後から追加的にお話をお願いすることとしたいと思います。

宮澤副大臣、松浪政務官にも、是非、御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料2というものがございます。これは全部御説明しているととても

時間がありませんので、極めてかいつまんで、それから、緊急対応を要する事項も含めて、松井主査から順番に、八田先生、中条先生ということでお願いしたいと思います。

まず、松井さんからお願いします。

松井委員 医療を担当しています松井でございます。

ただいまの大臣のお話を伺いまして、医療は昨今非常に高度化していますし、人類の知恵と申しますか、医工連携とおっしゃっていましたが、情報通信とか、そういった諸々の知恵を使って、医療という非常に先進的な分野をこれから切り開いていかないと日本の医療はもたないという問題意識はまさに大臣がおっしゃる通りだと思われました。我々も大臣がまさにご指摘された医療の境界線というものを見直していこう、これが医療問題の基本的なテーマだと思っております。

会議として、これまでIT化の推進とか、ジェネリックに絡むドラッグ・ラグの問題、そして混合診療問題、医師不足問題等々の問題提起をしておりますけれども、これらはすべて、大臣がおっしゃいましたように、制度疲労を起こしているからこそ問題になっているのだと考えております。薬事法や医療法など、適時法令を改めているとはいえ、基本的には供給者視点からの法体系でありまして、医師あるいは薬剤師などが中心となって成り立っている現行医療システムに制度疲労が起きているということだと思っております。医療は様々な人類の知恵・知識の総合で成り立つものである以上、制度は時代の変化に合わせて変えていかないと機能しません。ただいまの大臣のご指摘はまさにその点だと受け取りました。

つい先日、福島県立医大で、ステントグラフトが保険診療で認められていないから、その費用を”寄付”とすることで混合診療の対象から外そうという事件報道がなされておりましたが、これも、どうも世の中の技術進歩に制度が付いていけず、結果的には、まずは患者、消費者、そして、何とか困っているのを助けたいとする供給者、病院などが、時代遅れの制度に苦しんでいるという一例だと思っております。だから、そういう意味でライフサイエンス等々はまさに大臣のおっしゃるとおりで、こういったものを制度に取り入れていこうということだと思っております。そのための制度が現にありますが、残念ながら実際はそれが殆ど運用されていない。無いのと実質同じであります。様々なハードルを設けて機能しないようにしているのが実態であります。その事を見つけ出し、これを機能させるためのポイントを行政当局に指摘し、改善努力を促すのが当会議の役目だと考えております。瑣末なことが多いかもしれませんが、それすら動かすのは大変な力仕事になるということ、御理解いただければと思っております。今回ご指摘のライフサイエンスも一つの突破口として今後会議としても積極的に取り上げて、是非ハードルを取り除き実施できる方向に持っていきたいと考えております。大臣の強力なご指導があってこそ越えられるハードルでありますので、今回のご提案まことに有り難いことだと思っております。

それから、緊急を要する事項についてですが、医療に関して言いますと、「医薬品のインターネットを含む通信販売に関する規制」です。何で緊急を要するかと申しますと、厚労省の方で薬事法の改正を受けて、省令を出そうということで、今準備が進められています。

パブリック・コメントが既に10月16日で期限を過ぎて、どうも、このパブ・コメの公表及び省令を同時にやると聞いております。省令で決まると実行されます。そうなると、従来、インターネ

ットなどの非対面で薬を購入している多くの消費者がこれからは殆どの一般薬が買えなくなる。一方で、兼営でこうしたツールを使って薬を売っている多くの中小薬局の経営が行き詰まることも充分あり得る。国民生活に極めて重大な影響を及ぼすようなことですが、改正薬事法にはそれを禁止すると書いてないにも拘らず、省令ひとつでそれを実施しようとしています。先日、厚労省にヒアリングをしましたが、それを禁止する根拠なり証拠なりはちゃんと調べたのかと聞くと、調べていない、ないしは、全般的な理解不能な回答をしてきました。公表されている議事録をお読みいただければお分かりになると思います。そんないい加減なことで、国民生活に重大な影響を及ぼす省令を出していいのかということで、会議としては大変問題視しています。

厚労省に対しては本件に関して、いろいろ質問を投げかけています。ポールは向こう側が持っていると理解していますが、いつものとおりはぐらかされております。会議としてこのような中途半端な状態で万一省令が出されるならば大変な問題だ、ということで、是非、先ほど大臣が仰っていたように舛添大臣にも、この件もよくお話しになって、消費者視点に立った対応をお願いしていただきたく、よろしく願います。以上です。

草刈議長 それでは、時間の関係で、先に説明だけ全部やらせていただきます。

農業分野について、八田さんから願います。

八田議長代理 それでは、農業についてお話しします。5ページ目です。

農業について、主な点として、3つ、ここに掲げてありますが、時間の制約もございますので、最初の点に絞ってお話ししたいと思います。

これは、株式会社が経営体として農業に自由に参画できる状況をつくることを目指したいということです。農地法は、先ほど大臣がおっしゃった、時代に合わない法律の典型的なものだと思います。この法律は、今でも耕作者主義ということで土地の所有を制限しています。これが何とかなれば一番いいんですが、何とかならないという状況の下で、少なくとも、これだけは行うべきだということを提言しています。

今、株式会社は農地を持ってません。しかし、間接的に持つとすると、農業生産法人に出資することによってできます。ところが、それに2つ大きな要件があります。第1は、出資要件です。すなわち、1つの株式会社は生産法人に対して10分の1以下の出資しかできない。それから、ほかの株式会社と集まっても全体で4分の1しか出資できない。こういう制約がございます。これでは自由な活動ができないということです。

第2は、事業のタイプに関してです。農業生産法人ができることが農業に限られていますので、例えば農産物を原料にして化粧品をつくることもできません。それから、農園に観光客が来ても、レストランを開くこともできない。こういう事業要件というものも非常に大きな制約になっています。こういうものを大幅に緩和することを要求しています。

ところで、株式会社は農地を所有できないけれども、農地を借りることはできるんですが、これは農家から直接借りることはできなくて、市町村から借りなければいけない。そして、その場合には、大体、耕作放棄地のような土地が提供される。これも非常に大きな参入制限です。株式会社もどこでも自由に契約して借りられるようにしてはどうだろう。こういうところが農業分野の中で最

大の論点になっています。

以上でございます。

草刈議長 それでは、中条先生から運輸についてお願いします。

中条委員 運輸の分野ですが、8ページです。

先ほど大臣がおっしゃられたように、我々は大変、玉探しに苦労しているわけですが、ただ、全国紙の1面を飾るような玉を出せと言われれば、それはいつでも、幾らでも我々を出すことができるわけです。ただし、現実にとどれくらい、それをゲットできるかということになると、そこに一番苦労しているところであります。

御承知のとおり、例えば農協の解体などということを出せば、当然、全国紙の1面には出るわけですが、それでは、実際にできるかということが難しいところでもありますから、その点を考えながら我々は行動しているのであるということをも是非御理解いただきたいと思えます。

運輸の分野についても同じでありまして、例えば航空を一つ取りましても、私たちが提案しているのは、羽田の完全国際化。羽田における国際線の発着枠をせめて6万回、7万回までにしてくださいという要求です。これが実現すれば、必ず全国紙の1面に載ります。

それから、空港整備特別会計の解体と空港の完全民営化。これも実現すれば、全国紙の1面に載ります。空港の発着枠の競争入札制の導入による配分も必ず1面に載ります。

更には、成田の発着枠を2010年において現在22万回という計画になっておりますが、これを30万回にする。羽田に関しては、現在、2010年では41万回となっておりますけれども、これを50万回にする。これも実現すれば、必ず全国紙の1面に載るテーマであります。

そういったものを一つひとつ、入り口のところから解きほぐしながらやっていくという作業をやっていかなければいけない。例えば空港整備特別会計の解体に関して言えば、今、入り口のところとして言っていることは、空港別収支の開示という議論であります。

そういった足元のところ、入り口のところからやっていきながら全体について日本の空をオープンにし、世界の中で競争力のある国をつくっていくというのが運輸分野の一番重点を置いている航空の話であります。

もう一つ、1個飛ばしまして、離島航路。これはどちらかといえば、地域の活性化。地域が疲弊している。これは決して、構造改革の結果、そうなっているわけではない。それとは別に、確かに地方では困っているところがあるわけですが、その典型が離島航路であります。こういったものをより活性化して、より効率化していく方法はないのか。地域の人々の足をいかに守っていくか。それを効率的に守っていく方法を考えていこうというのが、もう一つの重点分野であります。

それから、緊急を要するテーマとして、今、挙げておりますのは、タクシーの問題であります。タクシーに関しては、現在、国交省が平成14年に行われました規制緩和によって台数が増えたから台数の規制をしたいということを考えております。しかしながら、私たちは台数が増えたことによって起こった問題、国交省が言っている賃金の減少、それから事故の増大、これは台数の増加と全く関係していない要因でありますから、台数を規制したところでそういった賃金の低下、そして、事故の増大という状況を改善することは全くできないと考えておりまして、そういった因果関係の

ないことについて対応措置を取ることに、今、緊急的に、そういった対応措置が取られないように行動をしているところであります。

以上が運輸です。

草刈議長 ありがとうございます。

あと、緊急を要するテーマというものが2つございますので、これを2分ずつぐらいで御説明いただきたいと思います。

まず、収納代行・代引サービスについて、これは翁委員からお願いします。

翁委員 決済サービス全般について、金融庁の方で、今年に入りましてからいろいろな議論が行われています。

9月の段階で規制改革会議としましては、2つのポイントで意見書を出しました。1つは銀行業の為替取引の定義を見直し、送金業務の独占を緩和するべきであるという点。もう一つは、そのほかの電子マネー、ポイントサービス、収納代行・代引サービスといったサービスについてもイノベーションを阻害しないような方向で議論をする必要があるという、その2点でございます。

その1点目につきましては、銀行業の送金業務の独占は緩和される方向で議論が進んでおりまして、また、電子マネーについても必要最小限の法整備という方向で議論が進んでおりますが、今、大きな 이슈になっておりますのが、コンビニエンスストアなどの収納代行と、それから、トラック事業者や宅急便事業者のいわゆる代引サービスについて、どういうふうに考えるかという点になっております。これについては、金融庁サイドとしては、最高裁の判例が広い解釈をしておりますので、為替取引に当たる疑義がある。そのために何らかの規制を導入する必要があるという考えがあるようでございます。

これに対して、例えば経済産業省などでは、そういった必要はないのではないかというような研究会も開かれているといった状況でございます。そういった中で、規制改革会議といたしましても、今まで規制のない中で、収納代行業者や代引業者に起因するトラブルもなく、非常に国民に利便性の高いサービスとして活用されてきている実績がございますので、非常に大きな重い規制が加わったりいたしますと、規制コストがサービス価格に付加されたり、場合によっては事業者のサービスからの撤退を招くことも想定されますので、利用者保護については基本的に自主的な取組みを促せばよいという考えで対応してまいりたいと思います。

この議論をフォローアップしつつ、必要とあればヒアリングをしていくといった対応を取っていきたいと考えております。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、日雇い派遣の問題について、福井委員からよろしくお願いします。

福井委員 労働者派遣に関する動きがございます。ちょうど、労働者派遣法の改正法案が、現在、官庁間の協議に回り始めたところですが、基本的に、日雇い派遣労働者の安全や雇用をきちんと守るという方向は全く望ましいことではございますが、その目的のための手段としては、さまざまな懸念を招く内容が盛り込まれている状況にあります。

3つあります。日雇い派遣の原則禁止、グループ企業派遣で規制を強化すること、法違反に対し

て、是正措置の強化をすることです。例えば営業廃止命令など非常に強い措置が盛り込まれております。

最初に日雇い派遣ですけれども、これは日雇いとは銘打ってありますけれども、實際上、30日以内の派遣を全部禁止するのが現在の法案です。しかし、これは厚労省の調査にもありますように、いわゆる日雇い派遣労働者自身へのアンケート結果によりまして、45.7%は現在のままでよいとする者が占めております。また、日雇い派遣労働者の日本最大の労働組合からの意見聴取もしておりますが、労働組合としては、こういった規制強化がなされることでかえって雇用が失われることの方をむしろ懸念する、したがって、規制強化には反対であるという、むしろ保護される対象者の方からの懸念が強く見られるという、矛盾した状況が現に生じつつあります。

実際、これを好んで選択している労働者のニーズを奪ってしまうことになると、派遣に頼る中小企業等への影響はもちろんございますし、そこで雇われている労働者の不利益をもたらしかねず、何よりも、日本全体の消費者の不利益につながってくる。高価格化やサービスの低下につながることに懸念を禁じざるを得ないわけでありまして。

グループ企業の派遣につきましては、言わば親会社でリストラされた者について、例えば定年退職者とか、子育てで退職した労働者も含めてですけれども、何らかの形で、雇用調整手段の一つとしてグループ企業に派遣するという手段が広く用いられています。これについて、法案の趣旨は、言わば本体の方の労働条件を切り下げるための方便として、グループ企業派遣を使うのではないかという観点から、これについて厳格な規制を加えようとしております。

グループ企業派遣の割合を、総労働者数に占める割合を8割以下とするという数値的な目標とか、一旦離職した方が元の企業に派遣される場合は、離職後1年間は無条件に禁止されるという条項まで盛り込まれております。離職後1年間ということになりますと、出産で退職した労働者などについて、これを終えて半年ぐらいで復帰する方は女性に多いわけですけれども、こういった方がかえって職に就けないことにもなりかねないわけでありまして、必ずしも理論的根拠の明らかでない、数値的な、しかも画一的な規制が盛り込まれておりまして、確実に雇用機会の喪失につながる懸念がございます。

また、世間をよくにぎわせております偽装請負とか偽装派遣という違法について摘発がたくさんございますけれども、実はこれも現場の労働者、あるいは企業等からお話を伺いますと、この派遣と請負の区分、要するに偽装請負になるか、ならないかの区分はすべて行政指導によって行われております。一片の告示、法令の根拠に基づかない告示によって行われておりますが、この告示を守ることが事実上不可能に近いというような、言わば違法を誘発するような厳格であいまい過ぎる基準になっているという実態が見られます。

例えば、数百円の接着剤一本一本について請求書や発注書がないと、指揮監督を受けていることになるから偽装請負であるといった、かなり実態に乖離するような、予測可能性のない基準によって取り締まりが強化されてありまして、これに基づいて罰則の強化、企業名の公表、更に勧告に従わない場合は営業廃止命令といった、かなり強いサンクションが今回の法案に盛り込まれております。こういった事態に備えて、既に中小企業等では国内企業の生産拠点を海外に移転する動きが見

られます。産業の空洞化や雇用機会の喪失につながることにについては、慎重な配慮が必要ではないかと思われます。

全般的に、労働者派遣につきまして、安全な業務に労働者が就けるようにする、あるいは日雇い労働者と呼ばれる人たちが搾取されるような形での労働に従事しない、こういった目的自体は誠に望ましいことでもありますけれども、それを達成する手段としての今回の法案の中のは、過剰に過ぎる、あるいは目的を達成する手段としては、実は適切な手段になっていないと思われるものが散見されます。むしろ、こういった労働者の保護や危険の問題については、労働者の保護法令、労働基準法を始めとする労働者の保護法令をむしろきちんと運用する、あるいは雇用保険制度自体を強化するといったセーフティーネットの拡充で行うのが本筋でありまして、全体として今回の幾つかの項目については、特に中小企業経営、国内産業の空洞化等への懸念について十分配慮していく必要があると思われます。

以上です。

草刈議長 済みません、大分時間が経ってしまいましたが、せっかくの機会でございますので、大臣、副大臣、政務官からコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

甘利大臣 いろいろな視点からの御指摘は本当にもっともだと思えます。

私、WTOの交渉の7か国会議に入って、大臣だけで毎日10時間ぐらい、1週間ぐらいやってきたんですけれども、やはり世界の流れの中で日本だけが抵抗しても押し切られてしまう。だめならWTOを脱会するしかないという場面になってしまって、農業について大事なことは、生産性を上げていく方向に対して支援が向かっていくというのではなくて、現状維持に対して支援をしていく民主党の案などは、まさに今のままでいられるように補助金を出すというやり方で、これは必ず国際会議の席上で糾弾をされていきますので、強くなるために補助金を出すという方向です。

いつも思うんですけれども、10haの農地が2つあって、隣をトヨタにやらせたら、どういうことをやるんだろうか。それを隣の農家がやればいいのであります。農業も産業ですから、産業としてIT機器をどう駆使するかとか、あるいはマーケティングをどうするかとかブランディングをどうするかとか、安全の「見える化」をどうITで図るかとか、もしトヨタ自動車が10haを経営するとしたら何をやるんだろうかということを経営者ができるようにしていくことが大事だと思って、経産大臣のときに農商工連携というのは私が仕掛けた政策でありますけれども、今、農水省の最重要政策になっているんだそうであります。そういう社会福祉政策としての農業ではなくて、産業政策としての農業に向かうように是非誘導していただきたいと思えます。

派遣の問題は、かねてからこの仕組みの中で働いている人あるいはその仕組みを使っている人、ユーザーがどう考えるかという視点をまず聴取せよということをおっしゃっていただきましたけれども、そういう視点に沿ってやっていただきたい。

それから、規制改革の光と陰で、陰の部分は本当に言われているような陰なのか。別なものに起因する陰なのか。それは別な手法によってカバーできるのか。そういう点もしっかり検証をしていただく必要があるかと思えます。

今、お話を伺って、時間が余りないようですから、ざっと感想だけ申し述べました。

草刈議長 ありがとうございます。

緊急課題についてはこういうふうに行動したいということをもとめたいと思っています。また御相談に伺いますので、よろしくお願いいたします。

甘利大臣 それから、医薬品のことです。これは問題がないのに規制をかけるというのは問題があるんだと思います。外に出歩けない人とか、あるいは症状を対面でこと細かく他人に言うというのは物すごく恥ずかしいことでもありますし、そういう人たちの利便性をそぐということについてどうなのかということは、ちゃんと検証してほしいと思います。

草刈議長 今のお話にちょっと補足しますと、やはり地方の小さな薬局が打ち切られると、まして今みたいな状況ですから、非常に困ってしまうという中小企業対策という面もあると思っておりますので、また御相談をさせていただきたいと思っております。

副大臣、政務官、コメントがありましたら、どうぞ。

宮澤副大臣 本当にお疲れ様でございます。私は、自民党の行革本部の事務局長として、ずっと党の方で受け手をやっておりましたので、皆様の御苦勞がよくわかります。

1点だけ細かい話なんですけど、電子レセプト・オンラインの話です。私も、数年前からどんどんやらないといけないと思っています。やれば、正直いえば、過剰検査、過剰診療というのは、ある程度チェックできるシステムができるわけでありまして、是非やりたいと思っているんです。

一方で、最近聞きましたら、私の地元の広島県でも、400近い診療所がどうしても対応できないと。イメージでいうと、お年寄りのお医者さんが、割合ほかにお医者さんがいないような地域で小さな診療所をやっている人というのが、三百五十幾つとか言っていました。ここに、要するにコンピュータを全然使えないお医者さんがいるんだと。これはどうしたらいいんだろう。それを何とかしないことには、全体がうまくいかないんだよという、恐らくお金がかかってくる話なのかもしれない。逆に言えば、どういう知恵が出てくるかという辺りも少し、きめ細かなことを考えていかなければいけないのかなという最近聞いた話でありました。

甘利大臣 私、もう出なくてはいけないので、ちょっといいですか。

組合からと医療機関からの直接請求は、もう発表しているんでしょうか。前の行革大臣の茂木さんとやっています、大所の2つの企業の組合がやりますから、10月と11月ということの打合せをずっと前からしていましたけれども、トヨタとNECは、数か月前に彼と相談して、それぞれのトップと話をして、決断をしてくれということでスタートするということが数か月前に決まって、もうしたんですか。

草刈議長 まだ動いてはいません。

甘利大臣 たしか、10月か11月にはスタートさせますという話にはなっています。

松井委員 そういったことが、多分、一つの突破口といいますか、トリガーになると思います。直接審査支払は保険者機能の強化ということで会議が永年主張してきた問題です。これからもどんどんやっていきたいと思っております。

甘利大臣 済みません、それでは、失礼します。

(甘利大臣退室)

草刈議長 どうぞ、続けてください。

松井委員 先ほどの件ですけれども、確かにそういう議論は随分されていて、ごくごく特例として、そういうのに対応できないものは、一応 11 年までの全面電子化の対象から外すという措置は取られている。ただ、これはあくまでも例外です。

より大事なものは、例えばパソコンを使える、使えないというのは、常にこの電子化の過程において、どの産業でもあるんですけれども、それは大体、他の既の実施済みの他分野、他産業ではクリアーしていて、現在も問題になっているなんて話は聞いたことがありません。そんなに難しい話ではない。むしろ大事なものは、その費用負担なんです。この費用負担について、先ほど大臣がおっしゃっていたように、医者とか薬剤師とか、そういう者を中心にしてしか認めない。そういった体系になっているので、例えば情報機器等々についても、これは保険対象外だということで、実はどこからも補てんされないから、自腹を切るしかないという問題がそこら中で起きています。

先ほど申しました医療の境界線を時代に合った形で見直す一環としてやってもらいたいですけれども、例えば医政局の経済課辺りにそういったセクションがあっても実質的には機能していません。医療当局のガバナンスで言えば、極めて力を持っている技官は、医師を中心として、次に薬剤師、そして一部看護師が入っているだけだ。それ以外の者は排除しているのが現状です。こういった中で、世の中で最も先端分野としての医療の制度設計がされていることに、先ほど申し上げました制度疲労の源が実はあるのではないかと常々思っています。

草刈議長 どうぞ、お願いします。

松浪大臣政務官 松井委員から力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございました。私、ちょうどこの前段で、厚労の政務官をやっておったときに、まさにこの医療機器の問題に深く携わってまいりました。

ドラッグ・ラグより深刻な問題がデバイス・ラグであります。2兆円の産業の中で、数千億海外から入ってくるものが多い。この原因は、やはり日本の企業が、松下幸之助さんが、医療機器だけは絶対やるな。何かあったら、非常にブランドイメージを損なうということで、人口心臓も 100% 向こうでつくられるという状況になっているわけでありまして。

そこで私も言いたいことがたくさんありますので、4点ほど箇条書き的に申し上げます。

まず、日本版 IDE の法律化。これは非常にいいことだと思うんですが、この薬事法の中で薬というのは、最初に認証のときに高いハードルを設けていただければ、使うだけですからそれでいいんですが、医療機器の場合は、ソフトウェアの改変などということについても、FDA などでは割と柔軟に携われるわけでありまして、日本の場合は、ソフトを変えただけでまた同じようなことをしないとイケない。それよりも医療機器は長年使うんですから、最初のハードルを少し低くして、車でいけば車検のような段階で、数年経ったら、きちんとそれはいけているのかどうかというのをチェックするような仕組みが必要ではないかということ。

そして、医工連携。これは非常に進んでいないわけでありまして、海外では医療機器学部というものがあるわけでありまして、医学部と工学部が連携しろというものなかなか難しいわけでありまして、こういうものを導入する必要があるのではないかとというのが2点目。

3点目ですが、医薬品医療機器総合機構、FDAの10分の1しかないわけでありまして、研究開発費予算がアメリカの10分の1しかない日本と比例しているわけでありますけれども、これはこれから幸い医療機器については、審査員を3倍に増やしていただく。29人や35人といったものを100人ぐらいにさせていただくわけでありますけれども、そこで民間から人を入れてくるとき、この審査官になることによって、キャリアパスとなる。民間に戻ったときに、それが非常にうまく医薬品医療機器総合機構(PMDA)に行った人については、大変なキャリアになるという仕組みが必要ではないかということ。

最後に松井委員がおっしゃいましたように、厚生労働省は医療機器課がございません。というのは、薬害エイズのとくに、機構再編がありまして、経済振興、産業振興の部分については医政局に飛ばそうということで、経済課は医政局に移ったわけです。そのときに医療機器の課は、血液製剤課とか、課の数が決まっているので、それがなくなったということで、日本の今の医療機器、そして厚労省には医療機器担当の課がないということにつながっております。

そこで私は、厚労政務官時代に、経産省から人事交流すべきだということで、やっといらしていただきましたけれども、これを今後、厚労省の中で産業振興する部門を評価するように言わなければ、幾ら周りで規制改革をしても、もともと人がいないんだから、経済課だけでは担当できないというのが現状ですので、そうしたことについても、委員の先生方に御理解をいただいて、また御助言をいただきたいと思うわけであります。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。

お時間まだよろしいですか。もしあれでしたら、どうぞ。

今、大臣、副大臣、政務官からコメントいただきましたが、委員の方々にまだ御意見あるいは御質問のある方がおられましたら、どうぞ。

それでは、時間も無いということで、意見交換についてはこれまでにしたいと思いますが、皆様には本日の議論を踏まえて、更に審議を深めていただきたいということで、先ほど申し上げましたように、こういう経済情勢であるからこそスピード感を持って、政策を進めていくというのが我々の責務だと思いますから、精力的に御活動をお願いします。

次の会議は11月の下旬ぐらい、できるだけ20日ぐらいを目途に開催したいと思いますが、その間にできるだけ成果を上げていただくように、御尽力をよろしくお願いいたします。

もう一度言うまでもありませんけれども、大臣から御提案のあった規制改革事業についても、精力的な審議をよろしくお願いいたします。

ということで、最後に事務局から何かございますか。

吉田参事官 特にございませぬ。

草刈議長 また次の会議の日程等については、事務局から御連絡を申し上げます。

この後、第1共用会議室で記者会見をやりましますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、今日はお忙しい中、急にお呼び立ていたしまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。